

K u r o b e FOOTBALL CLUB 加入説明資料

2001年10月、総合型地域スポーツクラブの育成を目指して黒部市内初の中学生クラブチーム「**K u r o b e F C**」が設立されました。

本クラブは、充実した有資格者のスタッフによる指導により、競技力の向上とスポーツが好きな青少年の健全育成を目指し、日々練習に励んでおります。

1 . 練習日程及び場所について

●日 程：練習日…火・木・土(※土日・祝祭日試合等あり)

時 間…平日：19:00~21:00 / 土日祝：都度連絡

●場 所：黒部市立清明中学校グラウンド (体育館)、桜井高校体育館

荒俣芝生広場 (天然芝)、宮野陸上競技場 (天然芝)、黒部川河川敷 (天然芝)

にかわスポーツドーム (屋内人工芝施設) 入善わくわくドーム (屋内人工芝) 等

2 . 月会費について

① 登録された金融機関の口座より、年4回 (4月、7月、10月、1月の27日)、3ヶ月分として一人あたり18,000円を自動引落しします。

② 退会に伴う月会費につきましては、退会された月まで (注1) とし、残りの月会費については返金します。

※注1 当クラブ事務局へ「退会届」を提出・受理された月をいいます。

3 . 退会について

やむを得ない理由により退会される場合は、所定の「退会届」に必要事項をご記入の上、当クラブ事務局へご提出下さい。

なお、当クラブ事務局へ「退会届」の提出・受理をもって「退会」とさせていただきます。

4 . 保護者に対する注意事項について

① 本クラブの活動は、学校部活動等の活動とは一切関係ございませんので、送迎等につきましては保護者の責任において行って下さい。

② 持ち物につきましては、必ず名前を明記して下さい。

③ 練習に必要な物や不必要なお金は持たせないようにして下さい。

④ 練習を嫌がるような場合は、コーチにご相談下さい。

⑤ 本クラブに対するご意見等ございましたら、遠慮なくお申し出下さい。



K u r o b e ・ F C 会 員 規 約

(名称・所在地)

第1条 本クラブは、K u r o b e F C (以下FCという)と称し、事務局を黒部市中新72-25に置く。

(目的)

第2条 本FCは、サッカーを通じて青少年の心身の健全な育成を図り、あわせて地域におけるスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 本FCは、中学1年生から中学3年生の会員で構成する。

(入会資格)

第4条 本FCに入会できる者は、心身共に健康で、本FCが入会を適当と認めた者で、かつ本人の保護者が本FCの活動の趣旨に、賛同した者とする。

(入会手続)

第5条 入会希望者は、「FC入会申込書」、「預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、本FC事務局へ提出する。

(月会費)

第6条 月会費は、年4回(4・7・10・1月)の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に3ヶ月分として登録された金融機関の口座より自動引落する。

(1) 月会費の額は、6,000円とする。

(2) 一旦納入した月会費は、理由の如何を問わず返還しない。但し、本FC事務局が認めた場合、その限りではない。

(活動期間)

第7条 本FCの活動期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(1) 各コースの活動日は、別に定める。

(指導方法)

第8条 本FCは、サッカーの技術、戦術を会員の個性及び年齢に応じて一貫して理解、習得させることを指導方針とする。

(遵守)

第9条 会員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 本規約及び指導者の指示に従うこと。

(2) 会員については、他のサッカーチームへの二重登録をしないこと。

(退会)

第10条 退会する場合は、本FC事務局に「退会届」を提出しなければならない。

(除名)

第11条 本FCは、本規約に違反、又は本FCの名誉を著しく損なう等、会員としてふさわしくないと本FCが判断した者をいつでも除名することができる。

(保険)

第12条 会員は、入会と同時にスポーツ傷害保険に加入する。加入手続は本FCが行う。但し、保険料は会員が自己負担する。

(負傷事の処置)

第13条 会員が、練習時又は試合時に負傷した場合は、本FCが応急処置を行う。但し、その後の治療、入院通院等については、本FCは責任を負わない。

(事故等)

第14条 本FCの諸規則や指導者の指示に従わないで起きた事故、盗難等については、本FCは一切責任を負わない。

(付則)

第15条 本FCは、必要に応じていつでも本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項についての細則を定めることができる。本規約は、2001年9月29日に施行する。

(改正記録：2006年4月1日、2013年2月22日、2014年11月29日、2016年12月26日、2020年1月27日、2021年11月17日)